

平成30年度第5回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 平成30年8月7日(火)午後 3時開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 清 宮 正	2番 渡 貫 茂
3番 鈴 木 孝 徳	4番 石 渡 文 久
5番 三 須 健 行	7番 長 澤 正 昭
8番 山 崎 宏	9番 羽根井 直 子
10番 石 田 和 久	11番 椎 名 稔 男
12番 兼 坂 仁	13番 木 内 正 夫
14番 眞 野 文 雄	15番 三 門 増 雄 (議長)
- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名人の選任
 - 第3 議案審議

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	湯 浅 明 弘
主査補	高 橋 成 治
主査補	相 川 正 巳
主任主事	西 山 壮 大

◎開 会

午後 3時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お足元が悪い中、お集まりくださいまして、ありがとうございます。定刻より少し早いですけど、皆様お集まりいただいておりますので、ただ今より、平成30年度第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

次の総会でございますが、9月7日（金）に開催を予定しております。

続きまして、さる7月23日（月）に、成田東武ホテルエアポートで、印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会平成30年度総会が行われまして、三門会長と事務局の相川が出席いたしました。

報告については、以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。台風13号が接近しておりますが、予報どおりだと、相当な雨量と風が予想されます。稲刈りなどに影響が出るのが心配されます。本日は、総会の後、推進委員さんと一緒に研修会を行い、その後、懇親会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成30年度第5回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、2番「渡貫 茂委員」、議席番号3番「鈴木 孝徳委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明いたします。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項については、渡貫委員より報告をお願いいたします。

———（渡貫委員報告）———

○渡貫委員 議席番号2番、渡貫です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■さんは、申請地の近隣を耕作しており、また、住まいの、向かい側の土地なので、耕作するのに便利のため、購入する事となったそうです。

現在、柵摺りを、自宅の庭で行っており、隣接の住まいに迷惑をかけているため、今後、申請地で柵摺りを行おうと考えているそうです。

問題はないものと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、渡貫委員より報告がありました。何かご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■■■■■が、自ら運営する■■■■■■■■場の、来客用の駐車場用地として、■■■の畑958㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、山林等に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま。

申請地から約70m離れた■■■■にある■■■■■■■■■■には、道が狭く、普通自動車のみしか入れず、バスで来る団体客用の駐車場がないため、整備するものでございます。

計画といたしましては、大型バス2台、マイクロバス3台、普通車3台分を整備するものです。敷地内は、土のまま使用するので、雨水は自然浸透するものと思わ

しくお願いいたします。申請内容について、説明させていただきます。今回の土地は、佐倉市■■■■■■■■■■、958㎡でございます。此処の土地の近くの■■■に、■■■■■■■■■■があり、そこから、約70m位離れた所に、駐車場を作ります。賃借権により、お借りする予定でございます。現在、■■■■■■■■■■の駐車場はあるのですが、施設までの入る道の幅員が非常に狭く、駐車場に入るのに苦労されており、入りやすい駐車場を探していたところ、今回の土地を借りられる事になりました。50人乗りの大型バスで来られたいという、お客さんがおられ、大型バスも、申請地には停められますので、申請となりました。以上よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤です。一つだけ質問させていただきます。賃借権の契約ですが、何年位でやられるのですか。

○議長 申請人

○申請人 最長で20年を見越していますが、事業計画の中で、10年に短くなる可能性があります。その時には、現況に戻してお返しすると言うような契約になっております。

○議長 長澤委員

○長澤委員 契約書の中では何年になっていますか。

○議長 申請人

○申請人 20年です。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

ハウと蓄積と実績を重ねて参りました。再生可能エネルギーは温室効果ガスを発生しなく、国の政策課題となっています。2014年の創業以来、着実に実績を重ねております。太陽光発電の施設の整備実績は、数十か所に及んでおります。今後も更なる飛躍を求め、太陽光に限らず、バイオマス事業等の事業展開を進めて参りたいと思います。本申請地の選定理由については、近隣民家も少なく、やや南向き傾斜で、日照条件も良好と思われるので、太陽光発電設備に最適地であると思われま
す。施設内容につきましては、49.5KWの電圧の太陽光を計画しております。各々のパネル枚数は384枚、528枚、パワーコンディショナーはいずれも9台設置を計画しております。整備地内は、防草シートを敷き、周囲はフェンスを設置し、安全対策をいたします。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。羽根井委員を
入場させて下さい。

———（羽根井委員着席）———

○議長 続きまして、議案第2号第4項の申請人を入場させてください。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項は、許可相当と決しました。

○議長 続きまして、議案第3号、平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案第3号及び第4号につきまして、ご説明させていただきます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第3号 平成30年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求める

ものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、16筆、
地積7,544㎡、賃貸借権の設定、7件、17筆、地積29,831㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～7ページをお願いいたします。

申請番号1番～2番までは経営安定のため、申請番号3番～5番は、農地中間管理事業活用のため、申請番号6番は、農業生産法人となるため、申請番号7番、8番は新規就農するため、期間は、5年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の8ページ～10ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から農地を借りうける農業者、2農業者で、5筆、8,095㎡でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入場させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員の方は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

———（職員自己紹介）———

○農政課 農政課の春田と申します。いつもお世話になっております。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは総会議案4ページ、申請番号1番～5番、及び、議案第4号について審議を行います。

○議長 長澤委員

○長澤委員 その他の3割は、個人で続けて行くという事ですか。

○議長 申請人

○申請人 はい、そのようになります。

○議長 長澤委員

○長澤委員 全ての土地を法人に貸した方がよろしいのでないかと、個人的には思っているのですが。何か、法人化に際して、土地の個人持ちとか、法人持ちとか、割合的なものがあるのですか。

○議長 申請人

○申請人 特には無いのですが、土地がそれ程有るわけでは無く、田んぼだけを、法人に貸すという形にしたんです。

○議長 長澤委員よろしいですか。

○長澤委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人の方は退席して下さい。

———（申請人退席）———

○議長 続きまして、7番の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言する際は、

○議長 続きまして8番の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言する際は、議長の許可を得てから、発言するよう、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■に住んでおります。■■■■■と申します。よろしくお願
いいたします。今回は、新規就農という事で、古代環境農法を行おうとして、申請
させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありました
ら、お願いいたします。椎名委員

○椎名委員 議席番11番椎名です。■■■さんの自己紹介の中で、古代環境農法
という説明がありましたが、どういうものですか。

○議長 申請人

○申請人 古代環境農法というのは、■■■の■■業者が開発した方法で、これは
間伐材を利用したものなのですが、それをチップにして、堆肥を作るんですけど、
そこに鶏糞等を混ぜて発酵させて行く訳です。植物使用で、ハウス内でそれを利用
して栽培をするという農法でございます。農薬をあまり利用しないという方法で、
環境省からも非常に注目を浴びている方法でございます。海外でも、注目を浴びて
おり、その農法に私も関心を持ち、やる事になった訳です。実践農場としまして、
昨年から従事しまして、トマト栽培をしたり、色々な野菜を栽培しております。一
応、良い物が採れたかなと思います。以上でございます。

○議長 椎名委員

○椎名委員 チップですが、自分で作るのですか、それとも、買うのですか。

○議長 申請人

○申請人 自分で作ります。

○議長 椎名委員よろしいですか。

○椎名委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人の方、農政課の職員は退席して下さい。

———（申請人、農政課退席）———

○議長 申請人と農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第4号について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

◎報告事項の説明

- 事務局長 報告事項について、説明申し上げます。
それでは、議案の11ページをお願いいたします。
農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの1件、2筆、駐車場用地としようとするもの1件、3筆でございます。
次に、12ページ～14ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの3件、5筆、共同住宅用地としようとするもの3件、8筆、店舗用地としようとするもの1件、1筆、資材置場用地としようとするもの1件、2筆、工場用地としようとするもの1件、1筆でございます。
次に、15ページをお願いいたします。
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
宅地として地目変更申請のあったもの、4件、4筆でございます。
報告事項につきましては、以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
以上を持ちまして、第5回農業委員会総会を終了いたします。

=== 会 議 終 結 ===